

平成27年度第1回相談支援専門部会 議事概要

平成27年7月14日（火）18時から
千葉県庁中庁舎10階 大会議室

1 開 会

障害福祉課長挨拶

2 議 題

(1) 正・副部会長の選任

(2) 報告事項

①平成27年度重点事業について

②計画相談支援体制整備の進捗状況について

③発達障害のある人への相談支援体制の見直しについて

(3) 審議事項

①平成28年度重点事業について

②基幹相談支援センターの設置促進について

(4) その他

3 閉会

【会議概要】

(古屋障害福祉課長)

本日は、ご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

あいさつに先立ちまして、2点報告させていただきます。本日、報道発表しましたが、25年度において、措置診察に必要な精神保健指定医の指定を受けていない医師に、県から2回措置診察を命令していることが判明しました。第2に、児童相談所が児童を養護施設等に措置入所させた際に、扶養義務者等が負担する徴収金の算定に誤りがあった事例が判明しました。ご迷惑をおかけした関係者の方々にお詫びするとともに、このような事態の再発防止に努めてまいります。

さて、本年度は第5次千葉県障害者計画の初年度にあたります。計画に示した様々な取組みの実現に向けて、皆さまからご意見をいただき、また、進捗状況の評価をいただきながら、着実に進めてまいりたいと存じます。

また、本日の会議では、昨年度来の懸案であります計画相談支援体制の整備状況、発達障害のある人への相談支援体制の見直しの進捗状況を確認いただくとともに、来年度の重点事業、基幹相談支援センターの設置推進についてご審議いただきたいと考えております。

(1) 正・副部会長の選任

(事務局)

千葉県総合支援協議会設置要綱第8条により、専門部会にそれぞれ、部会長、副部

会長を置くこととされていますが、いかがいたしましょうか。

意見がないようですので、事務局として案をお示しさせていただきます。これまでの議論の経緯を踏まえながら、今後の相談支援に係る幅広いテーマについての議論をリードしていただきたいことから、昨年度に引き続き、部会長については、寺田委員、副部会長については飯田委員にそれぞれお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、寺田委員を部会長に、飯田委員を副部会長に選任させていただきます。

(2) 報告事項

①平成27年度重点事業について

②計画相談支援体制整備の進捗状況について

③発達障害のある人への相談支援体制の見直しについて

(事務局から資料に沿って説明)

(田中委員)

3月に行われた市町村への研修の中で、セルフマネジメント、ケアマネジメント、代替プランについてどのように説明したのか、詳しく教えてもらいたい。

(事務局)

まず、11月の国の都道府県主管課長会議で説明のあった代替プランについて、説明した。セルフプランについてどうあるべきかについては、特に議論しなかった。27年度から新たに申請されたものについては、計画を付けなければならないとされている。そこで先進的な取り組みをしている市町村から事例報告をしてもらった。また、どうすれば地域の中で計画相談支援の体制ができるのかなどについて、情報交換した。セルフプランは市町村間で考え方に濃淡があるため、改めてどうするかは今後市町村に働きかけていきたい。

(田中委員)

セルフプランについては、しっかり、考え方をこの場で議論をして市町村に伝えていただきたい。これは、障害者の人権に関わる問題でもある。結果的にはケアマネジメントが必要になってくるとは思うが、3月時点の集計をみると、セルフプランが全くない市町村もあったり、セルフプランと計画作成件数がほとんど同じというのも不自然である。法体系に沿った考え方を市町村にはしてもらいたい。人権に即した捉え方をしてもらいたい。

(高梨委員)

分かれば教えていただきたいが、聴覚障害の計画相談がどうなっているのか。手話通訳の養成研修に参加すると、聴覚障害の方たちは手話通訳の方たちが相談専門員の一翼を担っているところがある。本来的には違うと思うが、障害者自立支援法が施行される以前の相談支援従事者研修も含めて、私の知る限り、聴覚障害当事者が、相談支援従事者研修を受けられたのは多分数人しかいないのではないかと手話

通訳者が相談支援従事者研修を受けられているのならいいが、他の相談支援事業所で聴覚障害者の相談件数がどれくらいあるのか、また、その際に手話通訳の扱いをどのようにしているのか、もし分かれば教えていただきたい。

(事務局)

申し訳ないが、聴覚障害がある方への計画相談を含めた相談支援の実態や、聴覚障害をお持ちの相談支援専門員がどれくらいいるのかについては把握していない。

ご指摘を踏まえて、現状の把握に努めたい。それを踏まえて対応を考えたい。

(高梨委員)

どうなっているのか不安なので、よろしくお願ひしたい。

もう一点、発達障害のある方への相談支援体制の見直しについては、以前協議した内容から変更はあるのか。同じような内容に思えるが。

(事務局)

ほとんど同じであるが、あえて言うと、当初、周知は直接事業者に対して行うと説明していたが、その後、市町村に聞き取りをしたり、委員からの指摘でも、市町村から委託を受けている事業者にもっと積極的に関わってもら方がいいのではないかとの意見があったことから、まず、市町村に働きかけることで考えている。

(高梨委員)

わかりました。

(角田委員)

計画相談の実績について、市町村によっては達成率が非常に悪いが、県としてどのようなフォローをしているのか。

(事務局)

取組としては、先ほども説明した市町村を集めた会議を開催し、他市の事例を聞く機会を設けた。これについては、引き続き続けていきたい。特に進捗率が悪い市町村については、直接働きかけて、必要な支援をしていきたい。

(角田委員)

もう一点、高次脳機能障害には、失語症が含まれるが、失語症の方は、コミュニケーションに問題があり、話ができない、言葉が出ない、読めない、書けない、相手の話が理解できないなど、相談支援が難しいため、特に関与してもらいたい。我孫子市では、失語症の人に対して相談等を行う場合、アドバイザーとしてヘルパーさんが付いて行くという制度がある。是非、県レベルでも検討してもらいたい。

(富岡委員)

高梨委員の質問に戻るが、四街道市の自立支援協議会には、聴覚障害の当事者の方に入っていており、サービス利用の実態等について話をする機会がある。計画を立てるのは、地元の相談支援事業所ではなく、県の聴覚障害者の支援センターに皆さんが行くんだよと聞きました。四街道市内の実数までは把握していないが、四街道市内の相談支援事業所では、聴覚障害者のプランは1件も立ててなく、全て県の機関に行くんだよと言う話を聞いていて、大丈夫なのかなと思った。聴覚障害

者支援センターの方では、悲鳴をあげているのではないか。

(吉野委員)

田中委員から発言のあったセルフプランの位置付けをしっかりと、市町村に伝えるということは共感できる。ただ、相談支援事業と言うのは市町村の裁量でできるところがあるので、県から通知を出しても、市町村が実践していくのかどうかが担保されにくい。それを考えると、国が示している相談支援の手引きというのがあるが、本来であれば、市町村単位でも作らなければいけないと思うが、都市部では作っているところもあるが、郡部ではあまり策定されてなく、国の手引きに準じますというところが多い。本来であれば、地域自立支援協議会や基幹相談支援センターなどが中心となって、官民で策定されていくべきものであって、その中でセルフプランの位置付けがこうであると示せばいいのではないか。県から市町村にセルフプランのあり方を示していくのであれば、相談支援の手引きを策定してくださいというところまで踏み込んでもいいのではないか。そうすることで、市町村における相談支援体制の質が担保されるのではないか。そうしたことをこの部会から発信して良いのではないか。

(小池委員)

我孫子市の失語症の方への支援について、補足させていただきます。我孫子市では失語症の方への支援として、対話パートナーの派遣事業を行っています。また、派遣する人の養成講座も実施している。この一連の取組について、先日、厚生労働省からも話を聞かせてくれという依頼があった。全国的に広がるのはいいことであるが、その前に、まず千葉県で広がるといいと思う。

(宇治原委員)

発達障害のある人の相談支援体制の見直しについての中で、一般相談の位置付けはどのようになるのかが、資料からは読み取りにくい。基本相談と同じような位置付けになるのか。

(事務局)

宇治原委員がおっしゃっているのは、市町村の委託の障害者相談支援事業でよいのか。

(宇治原委員)

そうである。

(事務局)

基本相談支援は給付費の対象となっていない中で、継続してみていくとすると各事業所の負担となるため、委託費で行われている相談支援の中で、長期化するケースの対応をしてもらうようなことを考えている。

(寺田座長)

宇治原委員から話があったが、市町村から委託を受けた相談支援事業所、特定相談支援事業所などなど様々な相談機関がある。それらの役割の整理をしていくことが、この部会の大きな役割である。

(田中委員)

発達障害のある人の相談支援体制の見直しについてですが、やはり早期療育をしっかりやっていく必要がある。それが障害者の問題につながってくる。今年の4月から一般施策として子ども・子育て支援制度の中で利用者支援事業が始まっている。その中で利用者支援専門員という職がある。例えば障害を持った子どもが生まれたときに、自分の子どもの障害受容に踏み切れていない親御さんたちに対して、いきなり障害児相談支援事業者がつながっていくより、利用者支援専門員の方がつながりやすいと思います。こうしたことから、利用者支援専門員との連携というものが障害児相談支援において、課題になってくる。それによって、3歳児検診あたりから、今までよりスムーズに家族と地域をつないでいけるのではないか。こうしたことも、来年度の専門コース別研修の障害児支援研修でとりあげていただきたい。

(角田委員)

平成27年度重点事業の中で拡充事業のトップに基幹相談支援センターの設置促進が載っていることから、相当重要視されていると思うが、なぜ、基幹相談支援センターの設置が進まないのか。阻害要因のようなものがあるのか。

(事務局)

今、角田委員がご指摘された部分がこの後の議題で触れさせていただきたい部分である。想定される要因としては、基幹相談支援センターを設置するに当たって、財源をどこから持ってくるのかとか、地域においてどういった機能を持たせればいいのかという議論が地域の協議会の中で深まっていけないなどが、多分にあるのではないか。ただ、それぞれの地域が抱えている状況は違うと思われるので、そういった部分を丁寧に掘り起こし、共通化できる部分は共有し、個別に対応しなければいけない部分はこちらから出向くか、アドバイザー派遣事業を活用するなどして、働きかけていきたい。

(角田委員)

松戸市、浦安市では、既にセンターが設置されていると聞いている。そこではうまくいっている。松戸や浦安でうまくいっている理由やうまくいっていない理由を示していただいた方が分かりやすいし、議論も進めやすい。もう少し詰めてもらいたい。

(吉野委員)

私のところも基幹相談支援センターですが、センターの設置が進まないのは、基本的に設置が必須事業でないこと、平成24年度から障害者自立支援法が一部改正になった時に、市町村は基幹相談支援センターを設置できると明文化されただけで、介護保険法の地域包括支援センターのように配置基準も示されてなければ、財源も確保されていない。委託相談支援事業と同じで、市町村の機能強化事業を使っているだけなので、市町村にすれば、委託相談支援事業と基幹相談支援センターの違いがよくわかっていない。一般的な相談支援事業は必須事業のため、市町村が直接実施するか、委託しているが、それに対して、改めて基幹相談支援センターを設置す

るという時に、委託事業所でやればいいのかなどの議論が起り、コンセンサスが得られにくいのかなと考えている。そこで、我々としては、基幹相談支援センターにどういう機能メニューを付けていくのか、配置基準をどうするのか、財源をどうするのかということ、国と調整しながら、大まかなスキームを示さない限り、設置をしようという機運が高まらない。それが最大の要因ではないか。

(角田委員)

今日、基幹相談支援センターに対する調査を分析したが、協議会が自ら設置しようとするところは、非常にうまくいっている。役所が作れよと言って作ったところは、うまくいっていない。それはなぜかということ、役所が作ったところは、いまおっしゃったように、方針等が明確になっていない。協議会が作るものは自ら作るもので、方針が明確になっている。だからうまくいっている。今後、拡充事業のトップに掲げるのであれば、そういうところを詰めていく必要があると思う。

(寺田座長)

基幹相談支援センターについては審議事項になっている。各委員からご指摘があったように、いろいろな情報をいただきながら、この部会で方向性を探していきたい。

(3) 審議事項

①平成28年度重点事業について

(事務局から資料に沿って説明)

(高梨委員)

相談支援専門員のコース別研修の中で市町村の研修の参加率が低い。半分ぐらいしか出ていない。その要因をどのように理解されているのか。また、受講率を高めるための施策をどのように考えているのか。

もうひとつ、相談支援アドバイザーの活用について、せっかくの事業でありながら、なかなか、こちらが期待したようには市町村が受け入れてくれないというのが課題になっていたが、実際どれくらい活用されているのか。

(事務局)

まず、市町村職員に対する研修であるが、これについては我々も深刻に受け止めている。各市町村において支給決定に至るまでの事務について、市町村の関わりが措置時代におけるケースワークと状況が変わってきており、職員が障害福祉に関するスキルを身につけようという意識があまりないのではないかと。毎回出席する市町村と毎回出席しない市町村がある。今年度5月に実施したが、例年よりはやや多めに参加いただいたが、その前段として市町村が集まる会議で、何度もこの研修について周知していたが、正直期待したほどではなかった。個別に市町村に出席を働きかけるしかないと思っている。

今月の下旬にも市町村職員に対する研修があるが、まだ出席状況は把握していないが、積極的に働きかけていきたい。今年度固有の話としては、代替プランをやら

ないと決めている市町村が多いという事情もあると思われる。代替プランをまだ決めかねているときに実施した調査では、百数十人も受講するという回答であったが、現実には、今説明したような状況である。代替プランとは別に、研修を受講するよう働きかけていきたい。

また、アドバイザー派遣事業については、昨年度実績は6件に留まっている。一方で、相談支援に限定されずに、講演の講師を依頼できると考えている市町村が多く、権利擁護やB型事業について話をしてもらいたいというような依頼もある。まだまだ、この事業の意図が市町村に伝わりきれていないので、こうした課題を解消するため、やはり市町村に働きかけていく必要がある。

(高梨委員)

地方分権の中で、なかなか市町村に対する県の統制がきかなくなっている。その結果、市町村の福祉サービスもそうであるが、かなり格差がでてしまって、同じ県民でありながら、住んでいる市町村によってサービスの質や量が違うということは考えないといけない課題だと思う。委員の中に我孫子市の小池委員がいるが、なぜ、県の施策を市町村が受け入れようとしないのか。その辺の要因はどこにあるのか。我孫子市は積極的にやっていますが。

(小池委員)

我孫子市の場合は、国や県が示した施策を積極的に受けているというよりも、先回りしてやってきたというところであり、後から施策が出来てきたので、今までやってきた事業をその名前でやろうというのが実際のところである。

(高梨委員)

我孫子市を離れて、他市の状況を想像できませんか。

(小池委員)

役所の職員としては、まず予算を確保することが難しい。あとは、障害福祉の制度がどんどん専門的になってきてしまう一方、職員も人事異動があると、専門的なものについていけなくなり、様子見をしているという部分もあるのではないかと。

(高梨委員)

折角、課長もいるので、なにかサプライズ的ないい案はないか。

(古屋課長)

先ほど、高梨委員から話があったが、障害者総合支援法の中での市町村の役割があり、なかなか県の統制が行きとどかない。特に計画相談の実績をみるとばらつきがある。県としてできることは、統制を強めるというよりは、積極的に実施していただいている市町村の取組みを他の市町村に紹介するということがある。実際、計画相談の好事例を紹介しているが、今後、計画相談に限らず、市町村の積極的な取組みを紹介するとともに、県の施策に反映させることもあると思う。先ほども話があったが実際はなかなか予算の確保が難しいという状況もあるので、まずは情報提供していきたい。

(高梨委員)

一生懸命やっている所には交付金を増やしてはどうか。

(古屋課長)

それもなかなか難しいところもある。

(吉野委員)

市町村職員対象の研修の参加率が低いのは研修がつまらないということもあるのではないかと。行政だけ集めてやると行政説明的になってしまう。市町村職員対象の虐待防止の研修に呼ばれて行ったことがあるが、お通夜みたいであった。非常に硬く真面目な雰囲気になってしまう。専門コース別研修は法定研修とは別であるので、もう少し工夫して、官民共同でやってもいいのではないかと。例えば相談支援の研修を実施するのであれば、地域の相談支援事業所や委託相談支援事業所とペアで来て下さいというような形で、ペアで参加できるような研修プログラムを考えてみてはどうか。そうすると民間も聞いているので、研修で学んだことを地域に持ち帰ることが出来る。行政だけの研修はなかなか民間には分からないので、年に1回でもいいので、そうした工夫をしてもらえればいいのでは。

(寺田部会長)

そのあたりは、ワーキングチームで検討を進めてもらいたい。岸委員は、生活サポート千葉で、専門コース別研修を引き受けていただいているが、そのあたり、何かご意見があれば。

(岸委員)

年々参加者が少なくなっているから、少し目先を変えるなど、工夫をしてみたいと思う。

(寺田部会長)

是非、法人の中でも議論していただきたい。

また、先ほどアドバイザー派遣の実績が6件ということであったが、アドバイザーをしていただいている富岡委員、そのあたりいかがですか。

(富岡委員)

つい先日、旭市の協議会の相談支援プロジェクト会議でお話しをさせていただいたが、旭市は自立支援協議会の意識が高い。それは基幹センターが協議会や相談支援事業をもっとうまく活用しようという働き掛けをやっていることを感じた。その結果、アドバイザーの活用につながっている。やはり市町村の意識が高まらないと、なかなか利用されないのかなと思う。

(寺田部会長)

呼ぶところはある程度意識が高いところですね。

(小滝委員)

28年度の重点事業の介護保険サービスと障害福祉サービス等のシームレス化に係る取組は、非常にいいと思うが、地域包括支援センターと相談支援事業所の併設ができるのか、この部分は、27年度に基幹相談支援センターを重点項目として話をするとされているが、その中で地域包括についても少し議論を始めてはどうか。

②基幹相談支援センターの設置促進について

(事務局から資料に沿って説明)

(寺田部会長)

今、事務局から説明がありましたが、基幹相談支援センターの業務内容や市町村の課題などがあるが、それを1枚に整理したものを用意した。現状、基幹相談支援センターは地域の状況に応じて様々なパターンがある。地域の課題がここに集約されてくる。これを運営していくには、財源の問題、人員の問題、その地域の課題に合わせた事業内容をどうするのかなどが大きなポイントになる。委託相談をやっているところ、やっていないところがある。相談支援事業所では対応が難しい困難事例の対応、相談支援専門員の研修、触法障害者の受入れの問題、精神の方で医療観察法で入院措置が解除になった人たちの受入、障害福祉サービスの対象者が難病まで拡大されているなど、分野が広がる中で、事業所の職員たちはくたくたになっているという状況である。そうした地域課題を踏まえながら、どうやって地域の相談支援体制を作っていくのかを考えていきたい。

(吉野委員)

自立支援協議会とリンクしているので、資料5-1の例に自立支援協議会の運営も入れてもらえればと思う。事務局機能であったり、主体的な運営であったりしている。

(寺田部会長)

確かに、今、自立支援協議会の形骸化が言われている。それは、地域によって、運営体制がどうなっているのか。

(宇治原委員)

今実際に基幹相談支援センターをやられているのは、全て1市町村が設置しているのか。

(事務局)

お見込みのとおりで、現状は全て1市町村1センターという状況である。

(宇治原委員)

基幹相談支援センターの実行要件で、これくらいの人口の中でひとつ作りましょうという中で、1市町村で設置しているところは割とまとまりやすいが、小さな町村がたくさんある中で、他の市町村と連携して設置しようとする場合、必要性は感じていても、なかなか合意が得られないという現実があるのかなと想像できるが、そうした中で財源が問題になってくると思うが、モデル事業としてなにかインセンティブを与えないとこのハードルの高さは解消されないのでは。

(寺田部会長)

何年前かに、専門部会の中で、全国的なレベルでの好事例を出したことがあるが、その中で、財源を確保できるかどうか大きな要素であったが、センターそのものの財源はないが、併行事業として、生活困窮者自立支援事業などの県の他の事業を

併せて実施することで財源を確保しているところもある。こうした工夫について、県と民間が知恵を出し合えばいいと思う。そういう部分について、行政のお考えがあれば。

(古屋課長)

複数の市町村が作るというのは一つのモデルとなりやすい。まだ、作っていない市町村に対して、何らかの形で支援ができるといい。財源という指摘もあったが、どういう事業にしていくかは検討してまいりたい。

(寺田部会長)

山武、長生、夷隅は自立支援協議会が、複数市町村の合同設置となっている。そういう基盤がある地域では、基幹相談支援センターも合同でできるのかなと思う。山武の自立支援協議会の長として、基幹相談支援センターの設置を慎重に進めている。各市町の障害者計画で基幹相談支援センターを作るという文言を入れてもらった。これを入れてもらうために、5年間言い続けてきた。ようやく第1歩を踏み出した。これから、単独で作るのか、共同で作るのか、あるいはどんな事業をやっていくのか、そんな議論を、いま、地域課題が見えてきているので、それに合わせて体制づくりをしていくのが大事なかなと考えている。自立支援協議会は相談事例を通して地域課題を抽出するという大きな役割があるので、その課題にどう対応するかが、まさに基幹センターの役割の一つなんだろうと思う。

(高梨委員)

今後の検討の進め方ということだと思うが、寺田部会長がおっしゃったように、基幹相談支援センターと自立支援協議会の関係性をどうしていくのが課題と思う。また、来年度事業になっているが、地域包括支援センターと相談支援事業所、高齢者と障害者のマッチングをどうしていくのかということも、なかなか併設が進まないのは、介護保険はきちんと予算措置も人員配置も示されているが、障害の方は何もない。障害はフリースタンスで、向こうが固まっているため、なかなか進まない。そうすると市町村単位で作るのか、広域で作るのかによっては、地域包括との連携の中での基幹センターの位置付けをどうするのが関わってくる。そこで、総合的に考えていく必要が出てくるのかなと思う。

(寺田部会長)

鴨川市は総合相談センターという形で、全部吸収している。そこに行けば何でも相談に応じてもらえる。そうやって財源と人材を確保している。

(富岡委員)

小池委員に聞きたいが、我孫子市は直営で基幹相談支援センターを設置しているが、職員の異動はあるのか。また、直営でやっている中で、虐待防止センターや生活困窮を一緒にやっているのか。基幹センターを名乗る前と、今ではどういう面で違うのか。直営と委託とどっちがいいのかわからない。

(小池委員)

我孫子市の場合、かなり特殊であり、まず、福祉に関する職員は専門職採用で、

社会福祉士を持っていることを条件に採用している。他の部署に比べれば人事異動はかなり少ない。あったとしても同じ福祉の中での異動となる。年数も一般の市役所の職員に比べれば長い。そのため、相談に来た人との関係も維持できるので、そういう点では配慮された体制である。

(富岡委員)

とすると、従前、行政がやっていたケースワークが引き継がれ、発展し、今の形になったというイメージか。

(小池委員)

そうですね、従前のケースワーク、我孫子では、一時期、総合相談室という形をとっており、障害者は障害者というように分けずに、全ての相談を1か所でやっていたが、その後、介護保険が開始され、高齢者が抜け、また、生活保護も制度改正があり、別れた。元々の総合相談室、よろず相談をベースにして残ったのが障害部門である。計画相談や困難事例を対応し、それ以外を民間で対応しているような状況である。

(富岡委員)

委託相談は別にあるのか。

(小池委員)

5か所あります。

(寺田部会長)

その育成も苦労したんですよ。

(小池委員)

それぞれの相談事業所から、市役所の窓口業務を経験してもらったり、市の直営の施設もある、重度の知的障害の施設やこども発達センター、また、生活保護も経験してもらうなど、直営ならではの経験を積んでもらった。

(高梨委員)

民間の事業者なのに街角相談室、分かりやすいですね。

なにか、相談支援事業所も特定や一般などいろいろあり、中華料理店だと思って行ったら、ラーメンしかなかったり、餃子専門店だったり、市民からすると非常にわかりにくい。

(寺田部会長)

今日の皆様の課題認識の一端をお伺いすることが出来た。こうした課題を官民一体となって解決していきたい。私は基幹相談支援センターは相談支援体制の本丸だと思っている。いろいろな相談を分かりやすく、効率よく対応できる仕組みを作していきたい。